

## オープンデータ活用のための法的課題 Legal Problems for Utilization of Open Data

児玉 晴男<sup>†</sup>  
Haruo Kodama

### 1. はじめに

情報技術を食欲ともいえる形で取り入れたのが科学である。そして、インターネットを活用し研究データを一般の人に公開することで、科学研究を効率的に発展させる動きがある。それがオープンサイエンスである。オープンサイエンスとは、オープンアクセスと研究データのオープン化（オープンデータ）を含む概念である<sup>[1]</sup>。

オープンサイエンスは、オープンアクセスが関係する。オープンアクセスとは、ブダペスト宣言（2002年2月14日）では、「インターネット上で論文全文を公開し、無料で自由にアクセスできる」と定義される。オープンサイエンスをすすめるためには、オープンアクセスのインターネット環境が形成されていなければならない。そして、オープンアクセスの対象が、オープンデータ、オープンソース、そしてオープンコンテンツと称されるものであり、それぞれ定義や規約がある。オープンアクセスのインターネット環境では、研究データやソースプログラム、そしてコンテンツのオープン化に対する技術的な対応とともに、法的な対応が必要である。

ところで、我が国でも、内閣府によりオープンサイエンスに関する方針<sup>[2]</sup>が出されるなど、学術情報の流通について新たな転機を迎えつつある。このような動向を受け、国内の各学協会における現在のオープンサイエンス対応状況および今後のオープンアクセス方針策定予定について調査が行われ報告が出されている<sup>[3]</sup>。オープンデータ等の定義や規約は、欧米、とくに米国の社会制度や法制度を背景としている。オープンサイエンスの国際連携をすすめるためには、オープンデータ等を使用するうえで、各国の著作権制度等の対応が求められる<sup>[4]</sup>。

オープンサイエンスとオープンアクセスをすすめるための技術的な対応として、国際標準化がある。そして、欧米の法制度を背景とするオープンデータの活用に対しては、我が国の社会制度や文化を背景とする法制度との整合が求められる。本稿は、オープンサイエンスにおいてオープンアクセスの対象であるオープンデータ等を合理的に利活用するときの法的な課題を明らかにし、我が国の法的な対応について考究する。

### 2. オープンデータ活用の法的な課題の設定

オープンデータ、オープンソース、オープンコンテンツの定義や規約は、国際標準といえる。しかし、オープンサイエンスに関する法的枠組み、所有権問題（特に官民連携の場合）、ライセンス制度、著作権法などに関する多くの疑問はまだ解決されていない<sup>[5]</sup>。オープンデータは、著作物性の有無の判断から著作権と関わりをもつが、国際的な著作権制度には二つの法理がある。その関係は、EU内でも英国が米国に近いことから、全体的に調和の欠如がある。また、オープンデータの使用では、著作権の制限と関

連する。そして、我が国のオープンアクセスに関する質問項目の中には、学協会が論文の著作権の譲渡を受けているかというものがある。それは、我が国の学協会の実状とはいえないし、著作権の譲渡が著作者人格権の不行使特約とセットになっており、我が国の著作権法の著作権の帰属の理解とは違和感がある。また、研究データが学術情報として学術論文だけでなく特許発明にも及ぶことから、オープンデータは、著作権法に留まるわけではなく、特許法との関係が考慮されなければならない。

我が国の『科学技術基本計画』や『知的財産推進計画』において、オープンサイエンスの推進とオープンデータの活用がうたわれている<sup>[6] [7]</sup>。オープンサイエンスをすすめるためには、オープンデータとなる研究データ・ソースプログラム・コンテンツの充実が伴う。また、ビッグデータの有効活用と連動して、オープンデータの活用の推進がうたわれている<sup>[8]</sup>。オープンアクセスは、政府および公的助成機関、研究者、大学・研究機関、学協会、出版社、大学図書館の多くの関係者の協同で成り立つ<sup>[9]</sup>。それらにかかわる者や機関は、オープンサイエンスとオープンアクセスを産官学ですすめるプレイヤーである。オープンサイエンスとオープンアクセスを産官学ですすめるプレイヤーの中には、オープン性とは相反する立場から関わりをもつプレイヤーが同時に関与することになる。それらプレイヤーが関与する論文、研究データの公開・共有化にかかるオープンデータの識別子に関しては、論文や書籍の分野ではISSN（International Standard Serial Number：国際標準逐次刊行物番号）またはISBN（International Standard Book Number：国際標準図書番号）が付されている。さらに、インターネット環境のドキュメントに恒久的に与えられる識別子であるデジタルオブジェクト識別子（Digital Object Identifier：DOI）が付される必要がある。

オープンデータの法的な関係の検討では、オープンアクセスをすすめるプレイヤー間のオープン性とは相反する関わりから、オープンデータ等の権利の帰属やクローズドとオープンとの関係性、たとえば権利の保護と権利の制限との関係性が明らかにされなければならない。なお、デジタル化・ネットワーク化においては、著作者および著作権の価値は消滅するという見解がある<sup>[10]</sup>。その見解は、オープンサイエンスの視座のオープン性と連動する。しかし、その認識は、インターネット環境の権利意識と逆行してさえいる。そして、研究データやコンテンツに創作性または有用性があれば、知的財産として知的財産権が発生しうる（知的財産基本法2条1項、2項）。さらに、コンテンツ制作に関しては、コンテンツに係る知的財産権の管理が伴う（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律2条2項）。

オープンデータ等は、無償提供が前提になっており、それぞれ定義や規約がある。ただし、それらは、我が国の法制度との整合がとられているとはいえない。しかも、たとえばソフトウェアは、著作物であり、発明でもあり、ソースコードは営業秘密（不正競争防止法2条6項）になる。

<sup>†</sup> 放送大学, OUI

そうすると、オープンデータ・オープンソース・オープンコンテンツは、著作物と発明および営業秘密に関連し、クローズドなデータ・コード・コンテンツとの関係もある。オープンサイエンスとオープンアクセスの法的な課題は、オープンデータ等に対する法的な対応になる。それは、オープンデータ・オープンソース・オープンコンテンツの定義や規約に対する我が国の対応と、我が国の法制度に整合するオープンデータ等の権利の帰属を明らかにすることである。

### 3. オープンの定義等に対する我が国の対応

オープンデータ等は、それぞれ研究データ、プログラム、電子ジャーナル・電子書籍(論文・書籍)などのデジタル化されたものである。それらがオープンデータ、オープンソース、そしてオープンコンテンツであり、それぞれ定義や規約がある。

#### 3.1 オープンデータの定義

日本学術会議は、「研究データのオープン化」と「データ共有」のあるべき姿をまとめている<sup>[11]</sup>。そこでは、研究分野を超えた研究データの管理およびオープン化を可能とする研究データ基盤の整備、研究コミュニティでのデータ戦略の確立、データ生産者およびデータ流通者のキャリア設計などについての提言がまとめられている。オープンデータの対象に研究データやその派生物として学術論文がある。それらは、公的資金を得て実施された研究成果のオープン化に連動している。たとえば大学のデータ駆動型学術研究を加速するために、オープンサイエンスにおける研究データのオープン化がいわれ、オープンサイエンスにおけるオープンデータのテーマが取り上げられている。それは、これからの科学方法論に絡む様々な問題と施策と関係する。学術論文や学位論文等は、原則として、オープンコンテンツである。例外としては、臨床心理学系の学位論文は、個人情報との関連でクローズド性を有している。また、研究データのオープン化は、論文の捏造・改ざん問題と関係し、セキュリティ問題とも関連している。

オープンデータは、オープンの定義(Open Definition)によれば、誰でも自由に利用することができ、再利用や再配布も自由に行うことができるデータのことであり<sup>[12]</sup>。オープンデータの定義は、オープンなライセンスを規定する。オープンとは、ソフトウェア分野におけるオープンソースの定義(Open Source Definition)と関係をもつ用語であり、フリーソフトウェアの定義(Free Software Definition)および自由文化作品の定義(Definition of Free Cultural Works)で定められているフリー(free)や自由(libre)などの用語と同義である。オープンなライセンスの必須となる許諾事項として、利用(use)、再頒布(redistribution)、改変(modification)、分割(separation)、編集(compilation)、差別条項の禁止(non-discrimination)、伝播(propagation)、利用目的制限の禁止(application to any purpose)、料金領収の禁止(no charge)の規定がある。オープンなライセンスの付帯許諾条項として、帰属情報表示(attribution)、完全性の維持(integrity)、継承(share-alike)、注記(notice)、元データ提示(source)、技術的な制限の禁止(technical restriction prohibition)、非侵害(non-aggression)が規定される。総務省の「オープンデータ戦略の推進による定義」は、オープンデータの定義に準

拠する。オープンデータは、研究データを産み出す者と機関に関して研究データに発生する権利が帰属しており、その権利は第三者により研究データが活用された派生物に対しても及ぶ。その関係は、派生物に対しても同様になり、多重の入れ子になる。その入れ子は、権利の帰属の多重性になる。

また、オープンデータとの関連で、著作物性のないデータの自由な利用が当然のようにいわれることがある。事実、創作性のないデータベースは、一般的には、著作権法では保護されない。ただし、データの収集は、無償でなされるものではない。勝手に、抽出(extraction)、再利用(reutilization)ができるとすることに、公平性の見地からの説明はできない。そこで、データベース製作者の投資保護の面から、創作性のないデータの編集物に係る権利として sui generis 権が認められている(データベースの法的保護に関する1996年3月11日の欧州議会及び理事会指令(96/9/EEC)6条、7条)。創作性のないデータの編集物は、著作権と著作隣接権、不正競争の枠内に拘束されない権利として提案されている。

#### 3.2 オープンソースの定義

オープンソースは、ソフトウェアのソースコードを無償で公開するものである。オープンソースとは、オープンソースの定義(The Open Source Definition: OSD)では、単にソースコードが入手できるということだけを意味するのではない。オープンソースライセンスが満たすべき条件として、再頒布の自由、ソースコード、派生ソフトウェア(derived works)、原作者のソースコードとの区別(integrity)、特定人物・集団に対する差別の禁止、使用分野(fields of endeavor)に対する差別の禁止、ライセンスの権利配分、ライセンスは特定製品に限定してはならない、ライセンスは他のソフトウェアを制限してはならない、ライセンスは技術中立(technology-neutral)でなければならない、という要件がある<sup>[13]</sup>。

オープンソースは、フリーソフトウェアと関連する。フリーソフトウェアは、利用者の自由とコミュニティを尊重するソフトウェアを意味し、そのソフトウェアを、実行、コピー、配布、研究、変更、改良する自由を利用者が有することを意味する。GNU(GNU's Not UNIX)は、UNIX互換のソフトウェア環境をすべてフリーソフトウェアで実装するプロジェクトである。1984年、マサチューセッツ工科大学(MIT)人工知能研究所のリチャード・ストールマン(Richard Stallman)がGNU運動を開始し、ソフトウェアを複製する自由、使用する自由、ソースプログラムを読む自由、変更する自由、再配布する自由を唱えている。フリーソフトウェアは自由の問題であり、値段の問題ではない。この考え方を理解するには、ビール飲み放題(free beer)ではなく、言論の自由(free speech)になる。また、フリーソフトウェア開発では、特許などの知的財産権の保護が十分検証されていない。ソフトウェアの使用は、著作権の制限だけでなく、オープンイノベーションの特許無償提供や特許権の制限との関係が生じる。

#### 3.3 オープンコンテンツの定義

オープンコンテンツは、オープンソースから類推されて生まれた概念である。オープンコンテンツは、狭義の学術情報として、電子ジャーナルとして提供される。また、オ

オープンコンテンツは、論文の内容をリライトして、広義の学術情報として、電子書籍で提供されることもある。オープンコンテンツに、クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons) がある。クリエイティブ・コモンズとは、著作物の適正な再利用の促進を目的として、著作物が自らの著作物の再利用を許可するという意思表示を手軽に行えるようにするための様々なレベルのライセンスを策定し普及を図る国際的プロジェクトおよびその運営主体である。クリエイティブ・コモンズは、著作物の公開における活動である。このアイデアは、作家やクリエイターたちが自分たちのコンテンツに自由を与えるマークを付するシンプルな方法の定義にある。その規約は、CC ライセンス (Creative Commons License) に準拠する。その基本ライセンスでは、表示 (attribution)、非営利 (noncommercial)、派生禁止 (no derivative works)、承継 (share alike) の4条件がある<sup>[14]</sup>。CC ライセンスでは、他の者に許諾することを法的に制限するようないかなる法的規定も技術的手段も適用してはならないとされる。

我が国の省庁や学術分野でも、CC ライセンスの活用が積極的に取り上げられている<sup>[15]</sup>。文化庁の自由利用マークは、CC ライセンスの日本版とよい<sup>[16]</sup>。さらに、政府標準利用規約は、CC ライセンスに準拠して、一定の要件を満たしていれば、自由に利用できることを定めている<sup>[17]</sup>。なお、CC ライセンスでは、権利制限規定に基づくときはライセンス規定に従わなくてもよいとあり、パブリシティ権、肖像権、人格権は保証されておらず、いわゆる“All rights reserved”ではなくて“Some rights reserved”になっている。そうすると、CC ライセンスは、我が国の著作権法の対応にはなりえない内容である。また、オープンコンテンツの権利の帰属は、我が国の権利の構造と米国の権利の構造との違いを考慮する必要がある。そして、我が国の権利制限規定と米国の権利制限規定との違いをも考慮する必要がある。無方式主義では著作物が著作物に発生した著作物の権利を放棄したと宣言しても権利は存続する。CC ライセンスは、CC 中の copyright (著作権) の消尽と解釈することもできる。その中で、CC ライセンスの帰属や派生禁止は、copyright (著作権) の制限の中、氏名表示や同一性保持に関する moral right (著作者人格権) を保護するともいえよう。

オープンアクセスの対象は、それぞれオープンデータの定義、オープンソースの定義、CC ライセンスがある。それらは連携しており、その内容はすでに指摘しているように、我が国の社会制度や文化を背景とした法制度とは必ずしも整合するものではない。したがって、オープンデータの定義、オープンソースの定義、CC ライセンスの内容が我が国の法制度と整合する対応関係を見いだすことがオープンデータ等に対する法的な対応になる。研究データのオープン性とクローズド性は、著作権の制限規定の要件の営利性の有無が関係する。研究データは、学術団体の研究目的の使用が条件であるが、営利企業での利用に対してはクローズドになる。それは、オープンデータ等の権利の制限規定と関係しているが、研究目的の権利の制限は、特許法69条1項にあるが、著作権法にはない。ただし、著作権の制限規定の中には、情報技術・情報通信技術に関する研究目的といわざるをえない条項が散見されている (著作権法30条の4、47条の6~47条の9)。オープンデータの定義、オープンソースの定義、CC ライセンスを標榜するために

は、オープンデータの各国の著作権制度等の権利処理が前提になる。

#### 4. オープンイノベーションと特許無償提供

オープンデータ活用において、特許法との関連でエコ・パテントコモンズがある。それは、持続的な開発を支援するイノベーションやソリューションを共有することによって、ビジネスに変化をもたらす重要な主導的機会を提供する。企業・組織が地球環境の保護に貢献する特許を開放し、共有資産として活用するためのイニシアチブ/ポートフォリオであり、同イニシアチブでは、1つ以上の特許を開放するすべての個人と企業にメンバーの資格を付与する。

エコ・パテントコモンズと同じ観点にあるものとして、特許無償提供がある。たとえばトヨタは、燃料電池スタック・高圧水素タンク・燃料電池システム制御といった、燃料電池車 (FCV) の開発・生産の根幹となる燃料電池システム関連の特許に関しては、2020年末までを想定しての特許実施権を無償とし、水素ステーション関連の特許に関しては、期間を限定することなく無償とするとしている。また、パナソニックは、同社が保有する IoT (Internet of Things: モノのインターネット) 関連特許やソフトウェアなどの知的財産を無償提供する。IoT 関連アプリケーションやサービスの開発と普及を促進する狙いになる。

エコ・パテントコモンズは、クリエイティブ・コモンズとの理念と共通する面がある。しかし、著作権等の権利の発生と特許権等の権利の発生が異なっていることから、その対応に違いがある。それは、特許無償提供においてもいえる。著作物においてはとることができないが、発明においては、発明をオープン化することにより、コモンズとする手段を選ぶことができる。

#### 5. オープンデータの権利の帰属

オープンデータの権利の帰属は日米で異なり、著作権の帰属は我が国では二つのパターンがある。それは、著作権法界の二つの法理 (大陸法系と英米法系)、換言すれば日米の著作権制度の権利の帰属のパターンになる。その権利の帰属は、著作権法と著作権等管理事業法、そして「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が関与する。

オープンデータは、発明ともかわりをもつ。権利の帰属は、著作物と発明では違いがあり、さらに職務著作と職務発明では、全く異なっている。オープンデータ活用をすすめるためには、著作物と発明との権利の帰属の整合をはからなければならない。

##### 5.1 著作物の著作権等の帰属

オープンデータ等は、著作物だけでなく著作物を伝達する行為も関係している。我が国の著作権法は、著作物と著作物を伝達する行為が二分されて規定されている。しかし、コンテンツは、著作物の中に著作物を伝達する行為があり、その著作物を伝達する行為の中には著作物が含まれる。そうすると、コンテンツは、著作権だけでなく、著作隣接権と出版権が関与し、著作者人格権と実演家人格権も考慮しなければならない。著作権法の「著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権」と著作権等管理事業法の「著作権等」とは、権利の帰属において法理が異なる。

オープンデータにおける著作権の帰属は、我が国では二つのパターンがある。それは、日米の権利の帰属のパター

ンになる。オープンアクセスに関しては、学協会の論文について、学協会が著作権を有することが求められている。しかし、我が国の学協会の著作権の帰属は、多様性がある。たとえば情報処理学会や電子情報通信学会へ著作権が譲渡された論文は著作者人格権の不行使特約が付され、その論文はさらに学術著作権協会（著作権等管理事業者）へ信託譲渡されている。ところが、情報処理学会や電子情報通信学会でも書籍に関しては出版権の設定になっており、日本セキュリティ・マネジメント学会は出版権の設定で論文は公表される。また、情報通信学会で論文の公表にあたっては、著作権は学会に帰属し、著作者人格権は著作者に帰属するとある。そして、日本知財学会は、投稿論文の著作権は著作者が保持し、投稿論文の著作者は本学会のあらゆる利用行為を許諾するとし、この許諾は著作者人格権に影響を及ぼすものではないとある。文系の学協会は、情報処理学会や電子情報通信学会の著作権規定とは異なり、著作者の権利は論文の著作者にあり、出版権の設定または著作物の利用の許諾によって論文を公表していると推定される。オープンデータの著作権の帰属は、我が国では、著作権の譲渡と出版権の設定および信託譲渡が関与しており、それらと著作者人格権を考慮して調整されなければならない。オープンデータはネット環境では国をまたいで流通し活用されており、権利の帰属の法理が重ね合わされている。そうすると「著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権、著作権等の帰属」と「copyright transfer」とが併存していることになる。著作権等管理における信託譲渡は「copyright transfer」の日本版である。権利の帰属についていえば、米国の連邦著作権制度は copyright と一部視覚芸術著作物に moral right を考えておけばよい。我が国では、著作者の権利（著作者人格権と著作権）と実演家人格権と著作隣接権、さらに出版権（複製権と公衆送信権等）も考慮しなければならない。オープンデータの権利の帰属は、我が国の著作権法では、著作権の譲渡、出版権の設定、著作物の利用の許諾、そして著作隣接権の譲渡、実演・レコード・放送・有線放送の利用の許諾、著作権等管理、さらに著作者人格権と実演家人格権について総合的に関連づけられなければならない。そして、「copyright transfer」は契約内容からいって、著作権の譲渡ではなく、出版権の設定に近い。

## 5.2 発明の特許権等の帰属

ソースコードからなるプログラムは、プログラムの著作物（著作権法10条1項9号）である。それは、ネットワーク型特許である物の発明（特許法2条3項1号）でもある。ネット環境で流通するプログラムは、著作物として、また発明として保護される対象になる。ただし、プログラムの著作物は著作者の権利が発生するが、物のプログラムは特許権が発生するとは限らない。

特許権（特許を受ける権利）は、移転・譲渡ができる。特許権は他人に有償または無償で、特許権の一部、または全部を他の人、もしくは法人への移転が可能である。特許権者は、専用実施権を設定することができる（特許法77条）。専用実施権は、物権的な権利であり、登録により効力が発生する。特許権者と専用実施権者は、通常実施権を許諾することができる（同法78条）。通常実施権は、債権的な権利であり、登録は第三者対抗要件とされてきたが、現在、登録制度は廃止されている。特許権の保護の開始日が特許出願日であることから、特許権の発生より前に仮専用実施権の設定（同法34条の2）と仮通常実施権の許諾（同法34条の3）ができる。

また、特許法とは別に、特許権が信託財産として取り扱われることがある。信託業法により、信託会社が特許権管理を行うことができる。信託業法では、受託可能財産の制限が撤廃され、知的財産権についても受託することが可能になっている。したがって、特許権が信託として譲渡されると、受託者は、特許権を管理し、管理過程で生み出される利益を受益権として流動化を図ることができる。特許庁への移転登録が効力発生要件であり、受託者は権利の名義人として特許権者になる。特許権の管理は、特許発明の信託譲渡であり、専用使用権と通常使用権の概念がない。

特許法と信託業法の権利管理は、著作権法と著作権等管理事業法の権利管理と同じ関係である（図1参照）。したがって、特許権（特許を受ける権利）の帰属は、特許を受ける権利と特許権の譲渡、仮専用実施権・専用実施権の設定、仮通常実施権・通常実施権の許諾、そして特許発明の信託譲渡による特許権管理からなる。特許権の管理の規定は受託者が権利の名義人として特許権者といっても、それは仮専用実施権・専用使用権の設定と同じといつてよい。

| 論文(著作物)                            | 発明                            |
|------------------------------------|-------------------------------|
| ・ 著作者（自然人、法人）<br>著作者の権利            | ・ 発明者（自然人）<br>発明者の権利          |
| ・ 著作権者・著作隣接権者<br>著作権・著作隣接権の譲渡      | ・ 特許権者<br>特許を受ける権利・特許権の譲渡     |
| ・ 著作権等管理事業者（受託者）<br>著作権・著作隣接権の信託譲渡 | ・ 特許権等管理者（受託者）<br>・ 特許権等の信託譲渡 |
| ・ 出版権者（著作隣接権者）<br>出版権の設定（著作隣接権）    | ・ 専用実施権者<br>(仮) 専用実施権の設定      |
| ・ 著作物の利用者<br>著作物の利用の許諾             | ・ 通常実施権者<br>(仮) 通常実施権の許諾      |
| ソフトウェア(著作物、発明、営業秘密)                |                               |

図1 著作権法と特許法における権利の帰属の対応関係

### 5.3 職務著作と職務発明の権利の帰属

研究データは、法人に帰属することがある。研究データが著作物であるときは、職務著作規定が関与する。職務著作では、著作者は自然人であるが、法人でも著作者を擬制して著作者の権利を享有することができる。法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その法人等とする（著作権法15条2項）。我が国の著作権法では、著作者の権利（著作者人格権と著作権）が法人帰属になりうる。研究データが発明にかかわるときは、職務発明規定が関与する。発明は自然人に限られる。職務発明であっても原始的に従業者等である発明者が発明の主体になる。発明の創作時に関する発明者の権利の創作者帰属は、著作物の創作時に関する著作者の権利の創作者帰属と同様のはずである。

ところが、職務発明の権利帰属は、二つのパターンになる。第一のパターンは、特許権（特許を受ける権利）の移転によるものである。使用者等は、従業者等の特許権について通常実施権を有する（特許法35条1項）。第二のパターンは、創作者がした職務発明については、その特許を受ける権利は、その発生した時からその使用者等（法人等）に帰属しうることになる（同法35条3項）。職務発明の創作者帰属と法人帰属は、並存していることになる。発明の創作時に、発明者の権利が創作者帰属となることと、特許を受ける権利が法人帰属となることは、相反する権利帰属を見せている。

ところで、発明者の名誉権として、発明者の氏名を特許証に記入すべく義務づけが発明者掲載権として認められている。それに対して、発明者掲載権は、特許を受ける権利の一部を形成するものとはされていないとする見解がある<sup>[18]</sup>。しかし、プログラムのように発明と著作物との利用・抵触が想定されることから、発明者の権利と著作者の権利との関係を考慮すると、人格権と財産権とは一対でとらえる必要がある。発明者の発明者掲載権と特許を受ける権利との関係からいえば、著作権法15条のような職務発明の創作者帰属と法人帰属とを整合する権利帰属が創造されなければならないだろう。巨大科学研究は、映画製作に擬制しうる。映画の著作物と映画の著作者および映画製作者の間には、三つの権利の帰属のパターンがある。

映画の著作物の著作者は、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者である（著作権法16条）。制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者は、著作者の権利を原始的に享有する。そして、映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対しその映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、その映画製作者に帰属する（同法29条）。映画の著作物の著作権に関しては、法人帰属になる。さらに、映画製作者は、職務上作成する著作物の著作者として著作者の権利を享有することができる（同法15条1項）。

それら権利の帰属の関係を巨大科学の研究データの権利の帰属に類推適用すれば、職務発明は、① 職務発明に寄与する複数の創作者帰属、② 職務発明の特許を受ける権利（特許権）の法人帰属、③ 職務発明の自然人を擬制した発明者の権利の法人帰属の三つの関係でとらえうる。その関係は、発明と著作物との権利の帰属を整合し、大陸法系と英米法系との二つのとらえ方とその橋架けすることにもなる（図2参照）。

### 6. おわりに

オープンデータは、それらを使用するときに、許諾を必要とすることなく、無償で使用できるとされる。それは、オープンデータの定義、オープンソースの定義、CCライセンスによっている。しかし、それらは、我が国の社会文化的な背景とは異なる法理から導出される定義や規約になる。公共機関において、オープンコンテンツに関してCCライセンスの準拠を表記しているが、我が国において直接にオープンなCCライセンスがそのまま適用される余地はない。それは、オープンデータの定義、オープンソースの定義、CCライセンスの定義や規約の内容を実現するためには、我が国の著作権法等のオープンデータ等の権利処理と権利の帰属の明確化と整合性を必要とするからである<sup>[19]</sup>。

また、オープンデータ活用は、発明と特許権とも関連する。オープンサイエンスとオープンアクセス、そしてオープンイノベーションとよばれるとき、そこでは特許権が対象になる。ところが、著作権法と特許法とは、権利の発生と権利の帰属、そして権利の制限が異なっている。オープンデータ活用をすすめるうえで、それらの違いに対して、図1と図2のような整合をとる必要がある。

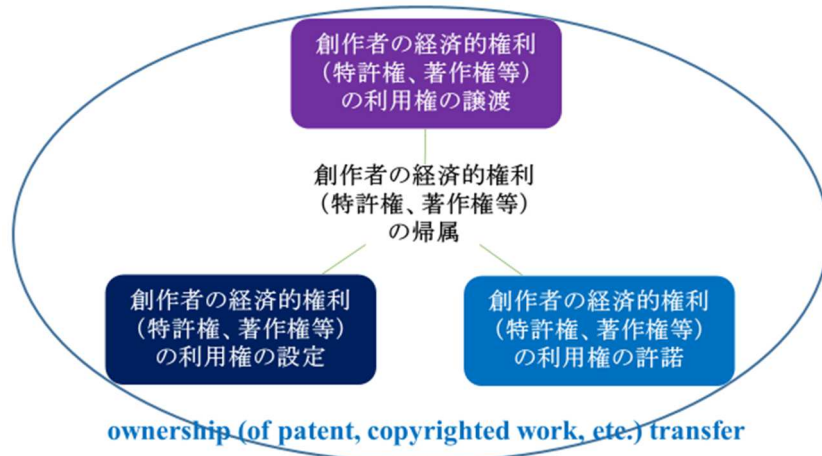


図2 著作権等・特許権等の帰属の関係

ところで、オープンデータ等は著作権法の保護の対象であり、オープンソースはプログラムの著作物、物の発明、営業秘密として著作権法、特許法、不正競争防止法の保護の対象になりうる。また、オープンソースの Linux やオープンコンテンツの OCW は、登録商標との関係がある。データベース・コンテンツ・ソースコードの全体の制作者・創作者がオープンデータの定義やオープンソースの定義、そして CC ライセンスのもとにオープン性を宣言したとしても、部分を構成する研究データ・ソースプログラム・コンテンツの制作者・創作者の判断が関係する。この関係は、引用だけではなく、データベースの著作物や二次的著作物がかかわりをもつ。しかも、その中には財産権のあるデータや実演・レコード・放送・有線放送もありうる。研究データは、著作物性だけでなく、特許性や営業秘密とも関連し、フリーソフトウェア開発では特許などの知的財産権の保護の検証が求められる。オープンデータの使用は、著作権の制限だけでなく、特許権の制限との関係が生じ、知的財産権の制限に及ぶ。

また、研究データの活用では、プライバシー問題、そしてセキュリティ問題が関わりをもつ。オープンデータにパーソナルデータが含まれるとき、個人情報の法的な対応が求められる。図形の著作物（建築図面、設計図）が情報公開に関しては法人情報（企業秘密）の扱いになる。災害情報は、オープンデータとしての研究データであるが、国家機密情報にもなりうる。そうすると、オープンデータとされる研究データであっても、個人情報、企業秘密と国家機密情報と判断される研究データおよびその関連論文は、全体的か部分的かを問わず、クローズド性の対象になる。オープンデータは、条件によってオープン性とクローズド性が動的に変化することになる。オープンデータ活用において、知的財産権管理とともに、オープン性とクローズド性との観点からの情報管理が必要になる。

### 参考文献

- [1] 科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日、閣議決定） p.32.
- [2] 国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会、我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について～サイエンスの新たな飛躍の時代の幕開け～（2015 年 3 月 30 日）。
- [3] 機関リポジトリ推進委員会、国内学協会のオープンサイエンス対応状況調査（報告）（2016 年 6 月）。
- [4] 児玉晴男、“オープンサイエンスの国際連携に関する法的課題”、産学官連携ジャーナル”、Vol.13、No.4（2017）pp.21-23
- [5] “Open Digital Science-Final study report”（<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/open-digital-science-final-study-report>）（accessed 2017-06-28）.
- [6] 第 5 期科学技術基本計画（2016-2020）（2016）pp.32-33.
- [7] 知的財産戦略本部、知的財産推進計画 2017（2017）pp.7-8、p.11.
- [8] 世界最先端 IT 国家創造宣言（2013 年 6 月 14 日・閣議決定、2016 年 5 月 20 日改訂）。
- [9] 国立大学図書館協会、オープンアクセスに関する声明～新しい学術情報流通を目指して～（2009 年 3 月 16 日）。
- [10] 黒崎政男、“電子メディア時代の「著者」”、新科学対話、アスキー出版社（1997）pp.213-216.
- [11] 日本学術会議オープンサイエンスの取組に関する検討委員会、オープンイノベーションに資するオープンサイエンスのあり方に関する提言（<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t230.pdf>）（2017/06/28 アクセス）。
- [12] “オープンデータの定義”（<http://opendefinition.org/od/2.0/en/>）（2017/06/28 アクセス）。
- [13] “オープンソースの定義”（<https://opensource.org/docs/osd>）（2017/06/28 アクセス）。
- [14] “クリエイティブ・コモンズ（creative commons）”（<http://creativecommons.org/>）（2017/06/28 アクセス）。
- [15] 水野祐、“オープンアクセスとクリエイティブ・コモンズ採用における注意点 開かれた研究成果の利活用のために”、情報管理、Vol.59、No.7（2016）pp.433-440.
- [16] “自由利用マーク”（<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>）（2017/06/28 アクセス）。
- [17] “政府標準利用規約（第 2.0 版）”（[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/fit2/densi/kettei/gl2\\_betten\\_1\\_gaiyou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/fit2/densi/kettei/gl2_betten_1_gaiyou.pdf)）（2017/06/28 アクセス）。
- [18] 吉藤幸朔、特許法概説 第 10 版、有斐閣（1994）p.138.
- [19] 児玉晴男、“教育コンテンツのネット公表に伴って必要な権利処理について—MIT OCW をめぐる米国と日本の社会制度の違い”、情報管理、Vol.55、No.6（2012）pp.416-424.